

# 町田市移動式授乳施設（まちだ赤ちゃんテント） 貸出し事業について

## 1 貸出しについて

(1) 貸出し対象は、下記のいずれの条件も満たすイベントを主催する方です。

- ①市内で乳幼児を連れた保護者が参加できるイベント
- ②特定の政治、思想又は宗教の活動を目的としないイベント
- ③法令又は公序良俗に反しないイベント

(2) 営利目的のイベントには原則貸し出しができません。なお、町内会・自治会・PTAのお祭り・イベントや市の後援などを受けているイベントは、地域の活性化につながりますので、販売等による収益が発生するイベントでも使用可とします。上記をふまえたイベント例は以下のとおりです。

- ・商店街等で行われる夏祭り
- ・季節ごとに行われる各種お祭り
- ・保育園・幼稚園等の運動会を小学校等で行う 等

貸出し対象になるかどうか判断が難しい場合は、借り受けようとしている子どもセンターへご相談ください。

(3) 「まちだ赤ちゃんテント（以下『テント等』という）」の貸出しは、授乳・おむつ替えスペース設置の用途に限ります。

(4) 貸出し期間は、借り受けた日を含む7日以内です。

(5) 本注意事項を遵守しない場合や、前借受者がテント等を破損、汚損、紛失し、テント等の貸出しが不可能となったときは、貸出を行わない場合があります。その際、借受者及び当該イベントに損害が生じても、市は一切の責任を負いません。

## 2 貸出し手続き

(1) 事前に電話で子どもセンターに予約状況をご確認ください。貸出し可能な場合は、貸出日時・返却日時も確認したうえで仮予約をします。

(2) 仮予約後7日以内に「貸出申請書（様式第1号）」を仮予約した子どもセンタ

ーにご提出ください。※期日を越えた場合は仮予約を取り消します。

※仮予約の確認は、貸出しを希望する日の3ヶ月～2週間前までに、借り受ける子どもセンターに連絡を入れてください。なお、市の事業または市の後援を受けている事業は5ヶ月前から仮予約することができます。

### 3 貸出し設備

別紙参照のうえ、備品・組立方法を確認してください。

### 4 貸出し

借り受ける時には、指定日時に申請をした子どもセンターにお越しく下さい。使用するテント等と返却日時を確認の上、貸出しをします。貸出し時には、貸出し品の確認や説明を行いますので、時間に余裕をもってお越しく下さい。

### 5 ご使用にあたって<注意事項>

- (1) 申請書に記載のイベント以外、また授乳・おむつ替えスペース設置の用途以外での使用はしないでください。
- (2) 事故防止のため、テント等の設営については、イベント本部の近く等、常に主催者の目が届く場所に設置してください。その他、取扱説明書等に従い、適正に管理及び使用し、利用者の安心・安全への配慮をお願いいたします。テント等によるイベントや利用者への損害に関して、市は一切の責任を負いません。
- (3) 防水・防風対応のものではありません。雨天や暴風が予想される際は使用しないようお願いします。
- (4) テント等の運搬・管理等、設置に要する費用は、借受者の負担とします。
- (5) イベントが複数日にまたがる場合は毎日撤去し、設置したままにしないようお願いいたします。
- (6) 第三者への権利の譲渡又は転貸しはしないでください。
- (7) 以上のことが守られない場合には、貸出期間の途中であっても、テント等の貸出を取り消すことがあります。

## 6 返却について

「使用実績報告書（様式第2号）」を記入のうえ、予約時に決めた返却日時に借り受けた子どもセンターまでお持ちください。破損・汚損等がある場合には、「その他」の欄に状況、破損・汚損箇所をご記入ください。

設備については、別紙「備品一覧」を参考に備品が全てそろっているか、破損がないかの確認をお願いします。返却時には、テントを広げた状態での確認（破損・汚損等）を行いますので、時間に余裕を持ってお越しください。

次の方のために、汚れ等は落とし、濡れている場合は乾かしてからご返却ください。

なお、返却予定日を過ぎても返却がない場合、ご連絡をさせていただき今後使用不可とさせていただく場合もございます。

## 7 破損・汚損又は紛失時及び損害について

速やかに借り受けた子どもセンターに報告してください。故意または過失により破損・汚損又は紛失等させた場合、申請者の責任と負担で、補修等の必要な処置を行っていただくことがあります。

テント等の使用により、当該イベントが被った被害又は第三者に与えた損害に対しては、市は一切の責任を負いません。

## 8 その他

ご不明な点は下記担当までお問い合わせください。

### 【貸し出し予約について】

子どもセンターばあん	子どもセンターまあち	子どもセンターただON
〒194-0012	〒194-0021	〒194-0035
町田市金森 4-5-7	町田市中町 1-31-22	町田市忠生 1-11-1
TEL 042-788-4181	TEL 042-794-7360	TEL 042-794-6722
FAX 042-799-3484	FAX 042-729-0234	FAX 042-793-2781